

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 10 月 17 日(金) 号外第 96 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（46）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県附属機関条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 附属機関の庶務担当機関を定める規定中、鳥取県原子力防災専門家会議に関する規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県国民保護協議会</td> <td style="text-align: center;">危機対策・情報課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課	略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県国民保護協議会</td> <td style="text-align: center;">危機対策・情報課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県原子力防災専門 家会議</td> <td style="text-align: center;">原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課	鳥取県原子力防災専門 家会議	原子力安全対策課	略	
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課																		
略																			
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課																		
鳥取県原子力防災専門 家会議	原子力安全対策課																		
略																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。